

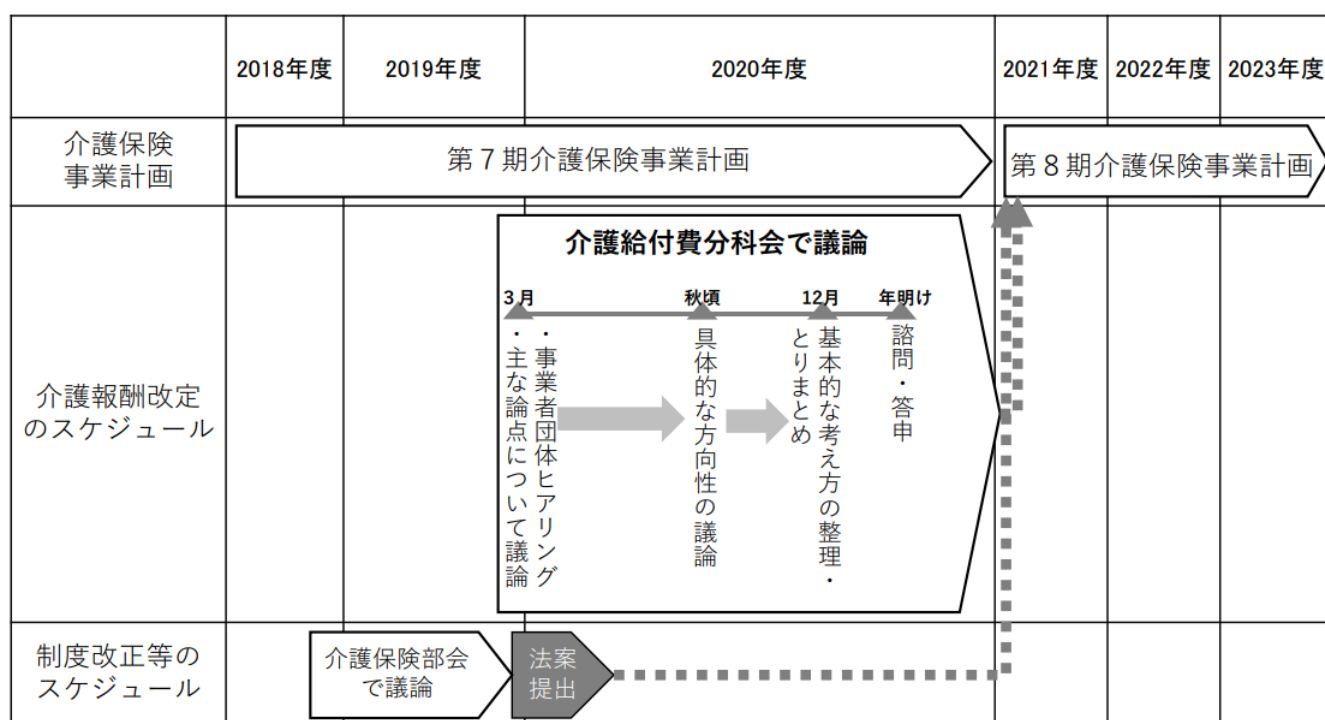
介護ウェーブ2020推進ニュース

介護報酬2021年改定審議がスタート

3月16日、厚労省・介護給付費分科会が開催され、2021年度介護報酬改定に向けた審議がスタートしました。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で一般傍聴は募集されませんでした。

審議では、厚労省より改定に向けた主な論点が提示されました。具体的には、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止の推進、③介護人材の確保・介護現場の革新、④制度の安定性・持続可能性の確保一の4点が現時点での検討事項として挙げられています。併せて審議のスケジュールが示され、事業者団体ヒアリング、改定に向けた論点整理を秋ごろまでに終え、その後の「第2ラウンド」の審議を経て12月を目処に審議報告を取りまとめ、2021年年明けの諮問・答申を目指すとしています。

(介護報酬改定に向けた今後のスケジュール案)



新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書（第2弾）を提出

介護事業所緊急アンケートにご協力ありがとうございました。頂いたご意見に基づき、医療分野での要求と併せて、3月13日に、厚生労働省あて緊急要請書を提出しました。引き続き、現場の状況をふまえて国への要請、情報提供などを進めていきます。

<参考>新型コロナウイルス感染症対策関連サイト

○ 厚労省ホームページ「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

○ 福祉医療機構（「福祉貸付における新型コロナウイルス感染症対応のための経営資金のお手続きのごあんない」

https://www.wam.go.jp/hp/fukushi_shinngatacorona_moushikomishorui/

介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の資料が公表されています

3月10日、全国介護保険・高齢者保健福祉担当者課長会議の資料が公表されました（[資料ページリンク](#)）。新型コロナウイルス感染症の影響で、今年は会議が開催されませんでした。

介護保険制度「改正」に向けた今後の対応では、第8期介護保険事業（支援）計画の策定に向けたガイドラインとなる「基本指針」を、今夏をめどに示すとしています。

（「基本指針」の柱）

- 2025年、2040年を見据えた介護サービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 介護人材確保及び業務効率化の強化

併せて、今回の「改正」で実施するとされた補足給付や高額介護サービス費の見直しについて、その内容を周知するに当たり自治体側にも特段の配慮を持って実施するよう求めています。（補足給付、高額介護サービス費の見直しについては、介護保険法「改正」を要せず、省令等で実施に移すと説明されています。）。

その他の内容についても引き続き紹介していきます。

4月1日からの民法「改正」に向けた対応について

課長会議の資料には、民法「改正」への対応に関する内容が掲載されています。介護施設・介護事業所では、利用者との利用契約をする際に、身元引受人・身元保証人（以下「身元保証人等」）を求められることがあります。4月1日より民法のルールが変わり、身元引受人等による利用料金の支払いなどの連帯保証は、今後は連帯保証人が負う可能性のある上限額（極度額）を契約書に明記していない場合は、契約が無効になるのでご注意ください。

2020年4月1日から
保証に関する民法のルールが
大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。この改正では、保証について新しいルールが導入されています。

法務省からも民法改正についてのパンフレットが出されていますので、ご確認ください。

※法務省／民法改正パンフレット（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html）



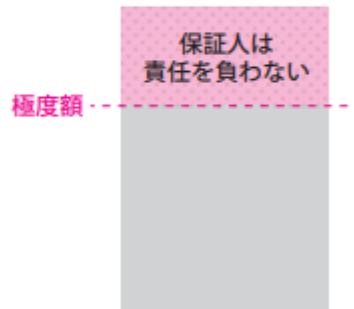
① 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるので、保証をする際には、極度額に注意を払いましょう。

また、極度額を定めずに根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないことになるので、債権者にとっても注意が必要です。



お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL: 03-5842-6451

E-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局: 小又／山川